

昭和四年四月十五日第三種郵便物

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、その翌日)

目 次

- ◇規 則 証人、参考人、鑑定人等に対し支給する費用弁償の額を定める規則
- 現業職員就業規則
- ◇企業管理規程 企業職員等の旅費規程の一部を改正する企業管理規程

規 則

証人、参考人、鑑定人等に対し支給する費用弁償の額を定める規則をここに公布する。

昭和四十五年七月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第六十六号

証人、参考人、鑑定人等に対し支給する費用弁償の額を定める規則
証人、参考人、鑑定人等の費用弁償に関する条例（昭和四十五年七月鳥取県条例第四十七号）第二条の規定による費用弁償の額は、次の表の上欄

に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該下欄に掲げる者の出張の例に準じて計算した額とする。ただし、出頭し、又は旅行する者の学識経験又は社会的地位その他特別の事情によりこの額によりがたい場合には、知事が別に定める額とする。

証人、参考人その他これらに類する者	職員との給与に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第三号）第三条第一項第一号に規定する行政職給料表（以下「行政職給料表」という。）の六等級の職務にある者（捜査上の必要により出頭する場合にあつては、行政職給料表の七等級の職務にある者で二号給以下のもの）	
	鑑定人、通訳、講師その他これらに類する者	その者の職務の等級又は号給に相当する行政職給料表の職務の等級又は号給にある者
その他の者	行政職給料表の四等級の職務にある者	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十五年四月十七日以後に出発した旅行から適用する。

現業職員就業規則をここに公布する。

昭和四十五年七月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第六十七号

現業職員就業規則

技能労務職員就業規則(昭和三十四年三月鳥取県規則第三号)の全部を改正する。

(この規則の趣旨)

第一条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十二年十月鳥取県条例第三十七号)第一条第二項に規定する現業職員(以下「職員」という。)の労働条件に関しては、法令に特別の定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(勤務時間等)

第二条 職員の勤務時間、休憩時間及び休日については、職員の勤務時間に関する条例(昭和二十六年九月鳥取県条例第三十八号)の規定の適用を受ける者の例によるものとする。

2 業務又は勤務の特殊性その他の事情により前項の規定によりがたい場合には、同項の規定にかかわらず、別に定めるものとする。

(旅費)

第三条 職員に対し支給する旅費については、職員の旅費に関する条例(昭和四十五年七月鳥取県条例第四十八号。以下「条例」という。)の規定の適用を受ける者の例によるものとする。

2 道路技手の職にある者が道路の維持修繕のため、その所属する土木出張所の管轄区域を旅行する場合には、前項の規定にかかわらず、条例の規定の適用を受ける者で職員の旅費に関する条例施行規則(昭和四十五年七月鳥取県人事委員会規則第二十五号)第十四条第一号に規定する旅行をするものの例により日額旅費を支給するものとする。

3 前二項に規定するもののほか、旅費の支給に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

(衛生管理等)

第四条 職員の衛生管理、表彰並びに被服の交付及び使用については、別に定めるものとする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三条第二項の規定は、昭和四十五年四月一日以後に出発した旅行から適用する。

企業管理規程

企業職員等の旅費規程の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

昭和四十五年七月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県企業管理規程第二号

企業職員等の旅費規程の一部を改正する企業管理規程

企業職員等の旅費規程(昭和三十八年五月鳥取県企業管理規程第四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「職員等の旅費に関する条例(昭和二十七年十一月鳥取県条例第四十号)の適用を受ける職員及び職員以外の者」を「職員の旅費に関する条例(昭和四十五年七月鳥取県条例第四十八号)及び証人、参考人、鑑定人等の費用弁償に関する条例(昭和四十五年七月鳥取県条例第四十七号)の適用を受ける者」に改める。

附則

この企業管理規程は、公布の日から施行する。